

# だいしん未来支店専用普通預金キャッシュカード規定

## 第1条 (キャッシュカードの利用)

だいしん未来支店専用普通預金口座（以下「普通預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 大阪信用金庫（以下「当金庫」といいます。）および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫および預入提携先の預金機、または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

## 第2条 (預金の取引制限)

このカードは下記の事項はできません。

- (1) カードについては、代理人カードの発行はいたしません。
- (2) カードについては、デビット機能はありません。
- (3) カードについては、Pay-easy（ペイジー）口座振替のお取扱いはできません。

## 第3条 (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カードとともに「だいしん現金自動預入支払機専用通帳（ご利用明細票つづり）」を交付しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

## 第4条 (支払機による現金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻し

は、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、支払提携先の支払機による払戻しの限度額については、その届出の金額以下になる場合があります。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

#### **第5条 (振込機による振込)**

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込回数について、当金庫がご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

#### **第6条 (自動機利用手数料等)**

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先、振込提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。  
なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。  
なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

#### 第7条 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。  
※手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はいたしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 第8条 (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫がご本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにご本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 第9条 (偽造カードによる払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、ご本人の故意による場合または当該払戻しについて、当金庫が善意かつ無過失であってご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、ご本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

#### 第10条 (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、ご本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、ご本人より十分な説明が行われていること

- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しご本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、ご本人に過失（重大な過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A. ご本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
- B. ご本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C. ご本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 第11条 （カードの紛失および届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、住所、在留資格および在留期間その他の届出事項に変更があった場合には、直ちにご本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

暗証番号の変更は当金庫の預金機により手続きいただくか、当金庫所定の変更手続きを行ってください。

暗証番号を失念した場合は当金庫所定の再発行手続きを行ってください。

#### 第12条 （カードの再発行等）

- (1) カードの盗難・紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第13条 （預金機・支払機・振込機への誤入力等）

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先、または振込提携先の責任についても同様とします。

- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **第14条 (解約・カードの利用停止等)**

- (1) カードの解約を希望する場合は、「だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス」により所定の方法にて預金口座を解約してください。
- なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫所定の本人確認方法で、当金庫がご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 第15条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

#### **第15条 (譲渡、質入れ等の禁止)**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### **第16条 (規定の適用)**

本規定に定めのない事項については、当金庫所定の規定により取扱います。

#### **第17条 (規定の変更等)**

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### **第18条 (情報管理の委託ならびに承認)**

カードの利用にあたっては、その取引に必要な顧客情報を、提携先に提供することを承認されたものとして取扱います。

#### **【重大な過失または過失となりうる場合】**

##### **1. (ご本人の重大な過失となりうる場合)**

ご本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合

(2) ご本人が暗証番号をカード上に書き記していた場合

(3) ご本人が他人にカードを渡した場合

(4) その他ご本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

## 2. (ご本人の過失となりうる場合)

ご本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次のAまたはBに該当する場合

①金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう、個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合

②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①暗証番号の管理

ア 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう、個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②カードの管理

ア カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ 酔い等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、カードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)・(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上